

役員一覧表

(契約名)

(商号又は名称)

役職	氏名	カナ	住所	生年月日	性別
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

役員一覧表（誓約書2(3)関係）

（記載方法）

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業主の場合には代表者を、法人の場合にはその役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所の代表者を記載してください。（暴力団排除に関する特約第5項第1号及び第2号を参考にしてください。）
- ③ 生年月日の記載について、元号に○を付けてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○を付けてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	住所	生年月日	性別
（記載例） 代表取締役社長	阪水 太郎	ハンスイ タロウ	神戸市東灘区西岡本3丁目 20番1号	明治 大正 昭和 平成 22年 2月 2日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女

（阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱 抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (4)～(8) 省略

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第7条 企業長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に関する次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、平成23年11月29日付け暴力団対策課長との間で取り交わした企業団が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて暴力団対策課長に対して照会を行うものとする。

- (1)～(5) 省略

2 省略

第8条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に経営に関与していること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために暴力団の威力を利用していること。
 - ア 前条第1項各号に掲げる者
 - イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員
 - ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者
- (5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等に関係する事業者であることを知りながら当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。